

自主防災組織の手引き

～自分たちのまちは自分たちで守る～



平成25年5月改訂

小 郡 市

第1章 自主防災組織を結成しよう！	2
1 自主防災組織とは？	2
2 自主防災組織の位置づけ	2
3 自主防災組織はなぜ必要なの？	3
4 自主防災組織の活動	4
5 組織づくりの方法	5
6 小学校区の防災部会との連携・協力	7
第2章 防災訓練をやってみよう！	8
1 各戸訓練	8
2 初期消火訓練	10
3 情報収集・伝達訓練	12
4 避難訓練	13
5 救出・救護訓練	14
6 給食・給水訓練	15
7 図上訓練	15
第3章 災害時要援護者の支援	17
1 支援のための地域づくりを	18
2 個人情報取り扱い	18
3 台帳と個別計画の作成	19
第4章 災害時備蓄体制の構築	20
1 基本的な考え方	20
資 料	
1 自主防災会規約（例）	21
2 災害時要援護者台帳	23
3 災害時要援護者個別支援プラン	24
4 防災用品一覧	25

第1章 自主防災組織を結成しよう！

1 自主防災組織とは？

- ◎ 地域住民が「自分たちの地域と自らの命は自分たちで守る」という、自覚、連帯感に基づいて自主的に結成し、地震や水害等の災害が発生した時に、被害を防止し、軽減するための防災活動を行います。
- ◎ 少しでも被害をなくすために、助け合うための役割分担を決めます。
- ◎ 平常時には、防災訓練や啓発活動を、災害時には消火、救出救護、集団避難などの活動を行います。

2 自主防災組織の位置づけ

減災（災害の被害を軽減させる）には行政による救助・支援などの「公助」に加えて、地域住民の相互援助である「共助」、自らが自らを守る「自助」のそれぞれが必要です。

自主防災組織は、このうち「共助」のための中核組織であり、かつ「自助」を行う住民個人を直接・間接的に支える地域における基盤組織となります。緊急を要する災害時には、高齢者、乳幼児、障害者などの災害時要援護者（いわゆる災害弱者）の公共機関による支援、救出は期待できない事が多く、自主防災組織の「共助」の活動はこのような事態の被害を軽減させるのに極めて重要になります。



3 自主防災組織はなぜ必要なの？

被災地域では、発災直後は交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで、すぐに消防、警察、自衛隊等の救援が得られない可能性が非常に高いです。しかし被害を最小限に抑えるために、発災後早い段階での救助が必要になります。

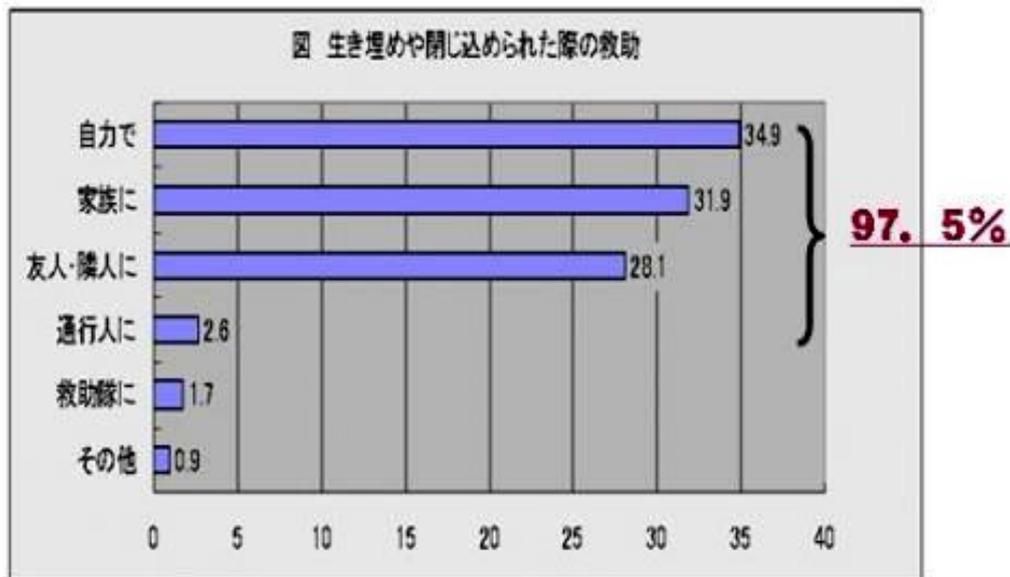


そのような状況の中で求められるのが、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等の地域単位の自主的防災活動であり、これらの役割を担うのが自主防災組織です。

災害時に住民各自がばらばらに行動しても効果は少なく、地域としての防災力を最大限発揮するためには、組織だった行動がはるかに有効です。

多くの犠牲を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段から近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再確認されることとなりました。

この震災で、生き埋めや建物などに閉じこめられた人々のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか2%で、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民によって救出されました。



〈(社)日本火災学会:「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

4 自主防災組織の活動

平常時

項目	具体的な活動内容
災害に備える	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災資機材の整備 ◎備蓄品の管理
災害時要援護者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ◎リストの作成 ◎支援者の決定 ◎日頃からの交流
災害時の活動の習得	<ul style="list-style-type: none"> ◎消火訓練 ◎避難訓練 ◎情報伝達訓練
災害による被害を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ◎危険個所の把握 ◎避難経路の確認 ◎防災マップの作成
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ◎勉強会の開催 ◎広報誌の作成



災害時

項目	具体的な活動内容
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ◎被害状況。救援情報の収集と伝達 ◎防災機関との連絡
初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ◎消火器などによる消火活動
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害時要援護者の支援 ◎住民を避難所へ誘導 ◎住民の安否確認
救出救護	<ul style="list-style-type: none"> ◎負傷者の救出救護 ◎医療機関への連絡 ◎介助が必要な人への手助け
給食給水	<ul style="list-style-type: none"> ◎食料、飲料水の調達と炊き出し ◎救援物資の受領、分配

5 組織づくりの方法

自主防災組織は、地域みなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

まず、地域内で話し合いを進めてみましょう。ある程度、気運が高まってくれば、リーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう。

自主防災組織の活動は地域に密着したものです。



1. 自主防災組織の規模

◎みんなが協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感がわく規模であること。

◎日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。よって、自治会・町内会など、現在地域の中で活動している会を活用するのがよいでしょう。

2. 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ組織内の役割分担を決めておく必要があります。組織の一般的な編成と役割は、次のとおりです。

		班	平常時の活動	災害時の活動
会長	副会長	情報班 (班長)	・ 防災知識の普及 ・ 情報収集、伝達訓練	・ 災害情報の収集、伝達 ・ 地域の被害状況の把握
		消火班 (班長)	・ 消火用機材の管理等 ・ 初期消火訓練	・ 出火防止、初期消火活動 ・ 消防機関との協力
		避難誘導班 (班長)	・ 高齢者等の確認 ・ 危険個所の確認 ・ 避難誘導訓練	・ 危険個所の表示 ・ 高齢者等の安全確保 ・ 避難誘導
	副会長	救出救護班 (班長)	・ 応急手当の知識普及 ・ 救出救護訓練	・ 負傷者等の救出活動 ・ 応急手当等の救急措置
		給食給水班 (班長)	・ 備蓄食糧等の呼びかけ ・ 炊き出し、給水訓練	・ 炊き出し等の給食活動 ・ 食糧、応急物資の調達、配分

組織の編成については、上記すべてを担う必要はありません。地域の実情や組織の目的などに応じて、組織に必要な班編成を行いましょ。一度にすべてやろうとはせず、少数の班編成から活動を開始し、軌道に乗ってきたら班を増やして活動の拡充を図るとよいでしょう。

3. 規約の作成

自主防災組織を結成したら、簡単な決め事（規約）《資料-1》を定めるようにしてください。規約には、次のようなことを定めておきます。

◎どの範囲の住民（地域）を対象とした会であるか。

◎どのような活動を行うか。

◎役員役割

※規約は、内容が重いと活動自体が重荷になってしまいますので、無理なく活動しやすい内容にしておきましょう。

※総会・役員会は行政区の総会・役員会と併せて開催してもいいでしょう。

4. 活動計画（防災計画）の作成

自主防災組織の現状を把握し、組織の活動目標や、防災訓練、研修会などの計画を策定することで、組織の意識を高めます。

どのような活動を行うか、中・長期の活動計画や、年間の活動計画を立て、実行していくことが大切です。また、実施にあたっては、専門的な知識をもつ消防署・消防団などの協力を得るとよいでしょう。

◎防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。

◎行政区などの行事と兼ねて、自主防災会の行事や普及啓発活動を行うのも有効な方法です。

〇〇〇区自主防災会年間活動計画（例）

4月 第1回役員会議

総会の開催

5月 各種台帳の作成・更新

出水期に向けた体制の確認・打ち合わせ

6月 市防災訓練への参加

8月 第2回役員会議

9月 防災訓練の実施

1月 防災講演会の開催

3月 第3回役員会議



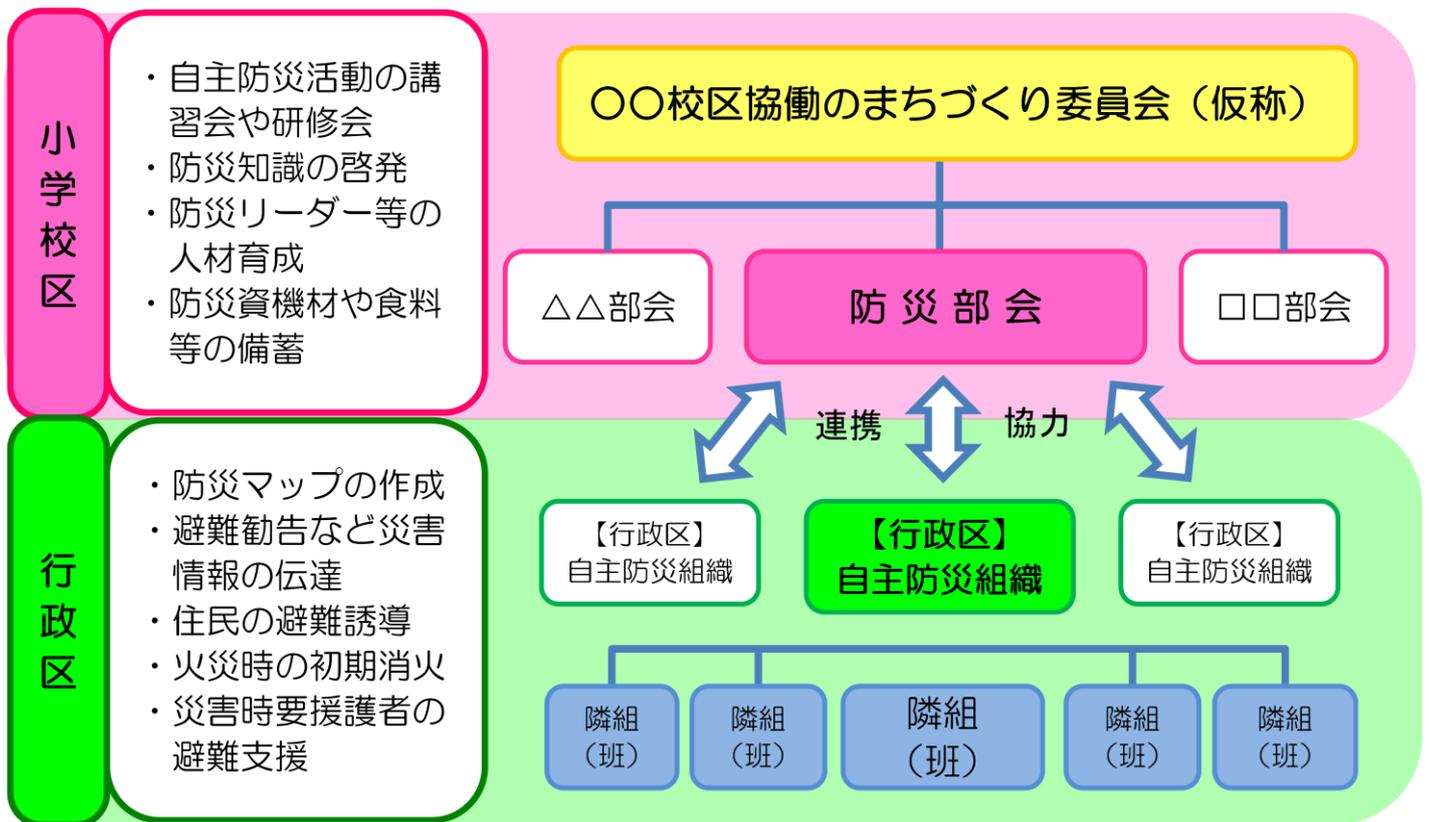
6 小学校区の防災部会との連携・協力

小都市では、行政区単位の自主防災活動はもちろんですが、小学校区単位で防災部会を立ち上げて自主防災活動の取り組みを始めた校区があります。

小学校区は地域性や人口構成が類似した行政区の集まりで、地域を襲う災害も類似しており、その災害に対する防災課題は各行政区で共通していることが多くあります。共通課題の解決に向けて、各行政区で協議するよりも、小学校区で共通認識のもと知恵を出し合いながら協議したほうが、はるかに効率的で有効です。

災害時の情報伝達や避難誘導、災害時要援護者の避難支援など、地域の防災活動の中心的な役割は、やはり各行政区における自主防災組織が担っていくことになります。

小学校区の防災部会の取り組みとしては、各行政区で自主防災組織の設置を推進・支援していくための役割として、自主防災活動に関する講習会や研修会の開催、市民への防災知識の普及啓発、防災リーダーの人材育成等となります。



第2章 防災訓練をやってみよう！

災害は忘れたころにやって来ると言います。常日頃から、防災に関して高い関心を持ち、防災訓練を実施し、万が一に備えておくことは、老若男女の区別なく、すべての人に対して言えることです。

防災訓練の必要性は、災害発生時に、生命・身体・財産を守るために、慌てず落ち着いて、適切な対処を行えるようにするためです。また、「周りの人との協力」という面をどのように対処するべきか。ということも知ることができます。

防災訓練は、「万が一のときの対応は命に関わる」という意識をもって大切に取り組んでいきましょう。

概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。

1 各戸訓練

(1) 目的

身の安全の確保、出火防止、初期消火など、地震発生直後に行う行動を習得する。

(2) 訓練内容

ア 大きな揺れを感じた時（地震発生時：0分～1分）

- i) 窓際から離れ、落ちついて、テーブルや机の下などで身を守る。
- ii) ドアを開け、避難路を確保する。

※地震の揺れを感じたらすぐに火を消す。揺れが大きな場合は、無理をせず揺れがおさまってから火を消す。家屋倒壊の危険を感じたら、外に避難する。



【机の下に身を隠す】



【避難経路の確保】

イ 揺れが収まった時（1分～5分）

- i) 火元を確認し、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチとブレーカーを切る。
- ii) 家族の安否を確認する。 iii) 携帯ラジオなどで情報収集する。

※火災が発生したら初期消火を行う。自分で消火できない場合は、大きな声で、近所に応援を要請する。



【ガスの元栓を閉める】



【ブレーカーを切る】

ウ 避難開始（5分～10分）

- i) 家屋の倒壊の恐れがある場合や避難勧告が発令された場合は、非常時持ち出し品を確認し、隣近所で声を掛け合って、一時避難場所へ避難する。要援護者の方に対しては、特に配慮する。
- ii) 安否状況、家屋の倒壊、道路の陥没など、避難中に収集した情報を情報班に伝達する。



【非常持出品の準備】



【隣へ声を掛けて避難】

(3) 準備用品（例）

非常持出袋（非常食、飲料水、ラジオ、懐中電灯、ろうそく、ヘルメット、ライター・マッチ、ナイフ・缶切り、ティッシュ、タオル、ビニール袋、衣類、軍手、救急医療品、常備薬、貴重品、現金、保険証のコピー など）

(4) タイムスケジュール（所要時間 約15分）

時間	内容	担当
5分	マニュアルの確認	各自
10分	訓練	各自

2 初期消火訓練

(1) 目的

消火器、バケツリレー等による初期消火技術を習得する。

(2) 訓練内容

ア 119番通報訓練

- ① 訓練用電話機等の使用を希望する場合は、消防署と事前相談する。
- ② 火災などを発見した場合は、次の手順で119番通報する。
 - i) 「火災」か「救急」か
 - ii) 「場所」「建物名称や目標物」
 - iii) 火災の場合は、「何が燃えているのか」「逃げ遅れはあるか(ないか)」、救急の場合は、「何がどうしたか」

イ 粉末(水)消火器による消火訓練

- ① 指導者から、粉末(水)消火器の使用法や使用上の注意点の説明を受ける。
- ② 指導者は、準備しておいた燃烧物(オイルパン、灯油等)に着火し模造火災を発生させる。
- ③ 粉末消火器で模造火災を消火する。
- ④ 訓練が終わったら、オイルパンの中の汚水を処理し後始末をする。



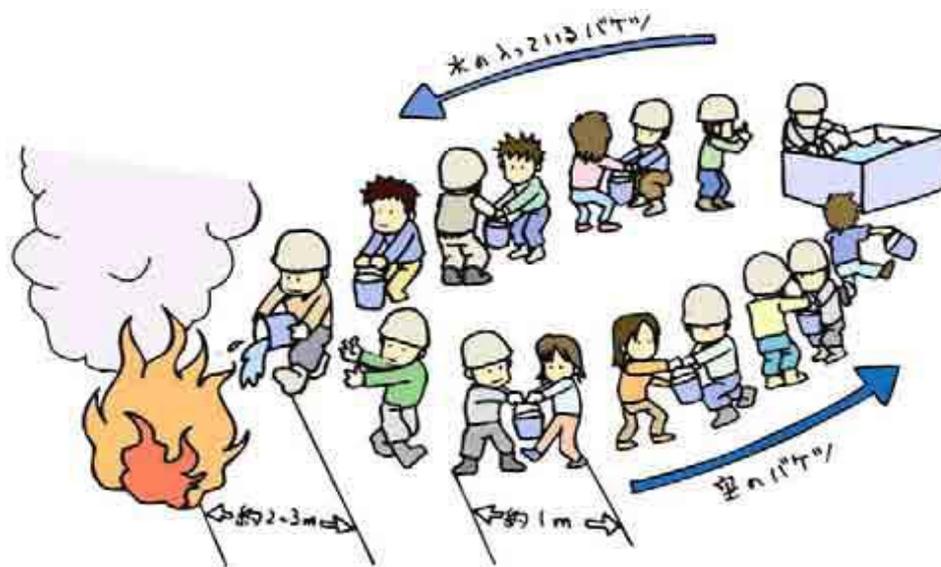
▲宝城団地の消火訓練



▲開1区の消火訓練

ウ バケツリレーによる消火訓練

- ①指導者から、バケツリレーの注意点について説明を受け、10～20名程度のグループを作る。
- ②消防用水利は、防火水槽や用水など地域の中で利用できる水利とする。



(3) 準備用品 (例)

消火器 (粉末消火器)、訓練用消火器 (水消火器)、バケツ、バケツ代用品 (ゴミ箱、洗面器等)、可搬式小型動力ポンプ (ホース・管槍含む)、簡易水槽、ヘルメット、とび口、オイルパン、灯油、点火用具、消火用的、など

(4) タイムスケジュール (所要時間 約30分)

時間	内容	担当
5分	消火器の取扱い等の説明	指導者
20分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

3 情報収集・伝達訓練

(1) 目的

災害発生直後、住民は不安の中で情報を求め、また、市も地域の情報を求めている。この様な中で、不確かな情報やデマで混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を習得する。

(2) 訓練内容

ア 防災関係情報の収集訓練

- ① 自主防災組織の災害対策本部（以下「自主防災本部」という。）を設置し、市災害対策本部からの情報や気象情報などを、広報車、テレビ、ラジオなどの報道機関から情報収集する。
- ② 情報班は、収集した情報をとりまとめ、自主防災本部で、ホワイトボードや模造紙などに記載し情報共有を図る。

イ 地域の避難・被害状況等の情報収集訓練

- ① 自主防災本部において、避難住民の確認及び安否確認を行う。また、避難住民から避難の際に得た情報（要救助者、建物・交通等の破損など）を自主防災本部に伝え、本部はその情報を集約する。ホワイトボードなどに掲示した地区内の地図などに集約できるとよい。
- ② 情報班は、「いつ」「何が」「どこで」「どうした」の様にとめる。
- ③ 本部は、まとめた情報を市災害対策本部に電話等で連絡する。

ウ 情報伝達訓練

- ① 市の発令した避難勧告や、ラジオ・テレビから得た情報を、本部でわかりやすい伝達文にして、伝達にあたる情報班員にメモで渡す。
情報班員への伝達は、口頭ではせず、必ずメモで伝達する。
- ② 情報班員は、地域分担して巡察し、拡声器などを使って伝達する。
- ③ 聴覚等に障害のある人、日本語が不自由な外国人などへの情報伝達に配慮する。

(3) 準備用品（例）

メガホン、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオ、腕章、ホワイトボード、模造紙、地域の地図、メモ用紙、筆記用具、テント、テーブル、パイプ椅子 など

(4) タイムスケジュール (所要時間 約30分)

時間	内容	担当
5分	自主防災本部の設置	本部員
20分	訓練	情報班
5分	まとめ	全員

4 避難訓練

(1) 目的

安否確認、傷病者等の搬送を含む安全な避難誘導方法を習得する。

(2) 訓練内容

ア 避難を開始する前に

- ① 自主防災本部の指示を受け、情報班とともに避難場所に避難するよう伝達する。この際、一人暮らしの高齢者や聴覚障害者等の方の情報伝達・避難誘導は特に配慮する。

イ 避難開始～避難所まで

- ① 自主防災本部より、避難場所までの避難経路を確認し避難を開始する。避難に当たっては、避難者の前後に立ち避難誘導する。また、負傷者や病人などがいる場合は、情報班にその旨を伝え、避難場所までの避難誘導方法（協力人員の要請を含む）を検討する



▲宝城団地の避難訓練



▲開1区の避難訓練

- ② 避難の途中では、事故防止に留意する。また、倒壊の危険のあるブロックや塀を避け、高齢者や子供などのペースで避難する。
- ③ 避難場所に到着したら、点呼をとり、全員の無事を確認し、避難完了を情報班に伝える。

(3) 準備用品 (例)

メガホン、誘導旗 (自主防災旗)、ロープ、担架、簡易担架 (竹、毛布等)、車椅子、リヤカー、ライト、誘導棒 など

(4) タイムスケジュール (所要時間 約40分)

時 間	内 容	担 当
5分	避難誘導の指示	本部長等
15分	災害時要援護者の避難	要援護者の支援者
15分	避 難	避難誘導班
5分	講 評	指導者

5 救出・救護訓練

はしご、ロープ、バール等の救出用資機材の使用法についての訓練。また、負傷者の応急手当の方法、搬送の方法等についても練習する。なお、倒壊家屋からの救出訓練や負傷者の救護訓練は、かなり技術的、専門的な要素があるため、消防署職員等に指導してもらいながら、訓練を実施する。

また、消防署をはじめ、日本赤十字社等では救命講習や応急手当指導員講習などを定期的に行っている。積極的に受講して、専門知識の習得に努めるとよい。



▲東福童区の負傷者搬送の訓練

(4) タイムスケジュール (所要時間 約30分)

時間	内容	担当
5分	消火器の取扱い等の説明	指導者
20分	訓練	参加者
5分	講評	指導者

6 給食・給水訓練

大規模な災害が起こると、救助物資の不足による混乱が予想される。訓練では、炊飯装置等を活用して食料を確保する方法に習熟するほか、市災害対策本部からの救援物資を皆が公平に入手できるような配給体制を作ることが必要となる。



▲赤川区の炊き出し訓練

7 災害図上訓練 (DIG)

(1) 目的

災害図上訓練 (以下、「DIG」という。) は、地域の危険箇所や災害予想箇所を想定し、被害を軽減するために、個人・組織としてどのような対策を行うかを考えること。

(2) オリエンテーション

DIG を始める前に、訓練の特徴、効果、留意点 (相手の意見をよく聞く、みんなで考える等) を説明するとともに、災害現場の写真を見て災害をイメージする。

(3) 準備

6～10名でグループを作り、グループ毎に、リーダーと記録係を決める。

(4) 演 習

ア 地区情報図の作成

白地図の上に透明シートを置き、次の情報を記入します。

- ・危険箇所や危険物施設（危険物の貯蔵施設、毒劇物等を取り扱う事業所等）
- ・公的機関や災害時の拠点場所（避難所、消防、警察、公民館、病院等）
- ・防災で役立つ施設（防災倉庫、防火水槽、ホームセンター等）
- ・支援の必要な要援護者宅



▲東福童区の水害想定D I G

イ 災害想定地図の作成

災害発生により震度を観測したと仮定し、次の内容を討論します。

- ・どんな被害が起きているか？（火災、ブロック倒壊、通行止等）
- ・避難経路は？
- ・要援護者の避難支援に必要なことは？

(5) 発 表

各班で討論した内容をリーダーが発表し、参加者全員が「気づき」と「課題」を共有します。訓練結果は、実地訓練等の次回の実践に活かしましょう。

(6) 準備用品（例）

白地図、透明シート、セテフ、マジック、マーカー、付箋、ホワイトボード、テーブル、パイプ椅子など

(7) タイムスケジュール（所要時間 約90分）

時 間	内 容	担 当
5分	オリエンテーション	指導者
5分	準 備	リーダー
45分	演 習	リーダー
20分	発 表	リーダー
10分	まとめ	指導者

第3章 災害時要援護者の支援

東日本大震災、阪神・淡路大震災の犠牲者で多かったのは高齢者でした。また、火災で死亡する人も圧倒的に高齢者や乳幼児が多いというデータもあります。このように、災害が発生したとき、大きな被害を受けやすいのは高齢者、子ども、障害のある方、外国の方などです。



災害時要援護者に対する支援は地域社会における重要なテーマの一つです。災害時要援護者の迅速な避難支援は、地域の協力が必要不可欠です。「地域内の要援護者を把握し、支援者を決定する」その役割を担うのは、自主防災組織です。

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者です



1 支援のための地域づくりを

1. 日頃からの交流を密に

災害時の支援活動をスムーズにするためには、日頃から災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とのコミュニケーションをはかっておくことが大切です。まず、挨拶を交わし合うようなことから始め、親しくなってきたら、災害時に何をしてほしいかなどを聞いておくとよいでしょう。

2. 要援護者自身の防災能力を高める

要援護者が自力で初期消火や避難などができるように、要援護者も参加する防災訓練を実施しましょう。外国人には「ジシン」「ヒナンジョ」など、災害時に必要な最低限の日本語を覚えてもらうようにしましょう。

3. 要援護者の身になって防災環境を点検する

避難路は車椅子でも通れるか、耳の不自由な人にも避難勧告はきちんと伝わっているか、といった点検し、いざというときに要援護者が困らないように、まちの環境づくりをしましょう。

4. 地域での支援・協力体制の具体化を

日頃の連絡は誰がするか、災害時には誰が誰をサポートするかなど、日常と非常時の支援方法・体制を明確にしておきましょう。一人の要援護者に対して複数の住民による支援体制を組むことが大切です。

2 個人情報の取り扱い

1. 個人情報保護のあり方と原則

(1) 個人情報の収集

個人情報のあり方に関して、原則として、情報の取得にあたっては利用目的を明確化し「本人同意」の上で情報を収集するというプロセスが必要になります。

(2) 個人情報の外部への提供

取得した個人情報を、外部に提供する際も「本人同意」が必要です。

本人同意を得ないで外部への情報提供できる場合は、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合です。

3 台帳と個別支援プランの作成

要援護者を災害から守っていくためには、事前に十分な準備が必要です。災害時の情報収集や、避難行動をする際に要援護者だけではすばやく対処することは困難なので、あらかじめ自主防災組織で支援する体制を構築しておきましょう。

(1) 災害時要援護者台帳（登録申請）《資料-2》

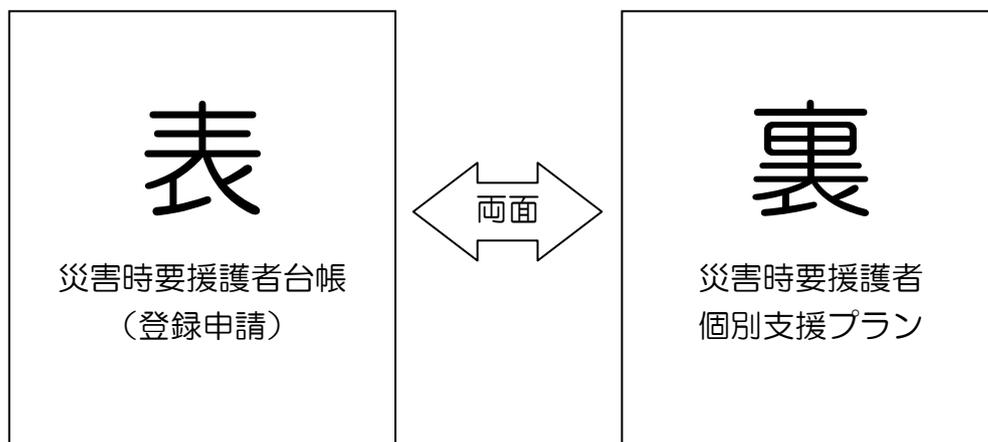
災害時における避難支援を受けることを希望し、平常時から個人情報の関係機関内での共有について承諾をする者は、本人同意を原則として登録申請書に必要事項を記入してもらいましょう。

※同意いただくことで、個人情報の取り扱いについてはクリアです。

(2) 災害時要援護者個別支援プラン《資料-3》

登録申請した者については、災害時要援護者一人ひとりに対する個別支援プランを策定し、災害時の迅速な避難支援が行えるよう体制を整備しましょう。

※災害時要援護者台帳（登録申請）《資料-2》と災害時要援護者個別支援プラン《資料-3》は、用紙一枚にそれぞれ片面ずつ印刷することにより、管理しやすくなります。



(3) 情報の共有

作成した台帳と個別支援プラン（以下「台帳等」という。）を、支援者等の関係者間で共有することにより地域の支援体制が構築されます。ただし、作成した台帳等の原本は市へ提出し、地域では台帳等のコピーを保管してください。災害の状況により地域だけでは要援護者の支援ができない場合もありますが、市へ台帳等を提出することにより、市、自主防災組織、消防署や警察署等が連携を図りながら要援護者を支援することができます。

第4章 災害時備蓄体制の構築

東日本大震災では、ライフラインの途絶や道路寸断等により、長期間にわたり救援物資が被災地に届かないという事態に陥りました。また、買い占め等により品不足が発生し、生活必需品が入手できなくなることもありました。

備蓄は、様々な災害を想定すると必要と思われるものが際限なく増えてしまい、それらを全て備えるのは難しいです。誰がどういう目的で備えるかによって、品揃えは違ってきます。「共助」のための自主防災組織が備える場合と、「自助」のためにわが家で備える場合は違って当然です。地域の特性や家族構成に合わせて、《資料—4》を参考に必要なものを自分たちで考えてみましょう。

1 備蓄の基本的な考え方



(1) 防災資機材

非常時以外は使用しないと頑なに管理しているケースがありますが、普段から使っていないものは、非常時には使いこなせません。地域のお祭り、清掃やレクリエーションなどの日常の地域活動で使用し慣れておくことが大切です。

(2) 非常持出品

非常持出品とは、避難するとき最初に持ち出すものです。重すぎると避難にも支障があるので、できるだけ軽量でコンパクトなものを選びましょう。

(例) 飲料水 (500ml×2本)

非常食 (乾パンや缶詰等の火を通さなくていいもの×3日分)

応急医薬品 (常備薬、お薬手帳、絆創膏、キズ薬など)

貴重品 (通帳、権利証書、保険証のコピーなど)

生活用品 (タオル、着替え、軍手、缶切り、マスク、雨具など)

その他 (充電器、懐中電灯、携帯ラジオなど)

(3) 非常備蓄品

災害復旧までの数日間を自活するためのものです。これまでは、災害発生から3日も経てば外部からの支援が期待できると考えられてきましたが、東日本大震災の教訓を踏まえ、できれば最低1週間分は備えておきましょう。

(例) 飲料水 (1人1日3リットルが目安)

食料 (米、即席めん、レトルト食品、調味料など)

燃料 (卓上コンロ、予備のガスボンベなど)

生活用品 (安全靴、洗面用具、寝袋、毛布、簡易トイレなど)

その他 (使い捨てカイロ、ランタン、ろうそく、ブルーシートなど)

〇〇区自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇〇地区（自治）会館内に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１）防災に関する知識の普及に関すること。
- （２）災害危険の把握に関すること。
- （３）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること。
- （４）前号に関する訓練に関すること。
- （５）防火資機材などの整備に関すること。
- （６）その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第5条 本会は、〇〇〇区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| （１）会長 | 1名 |
| （２）副会長 | 若干名 |
| （３）防災委員 | 若干名 |
| （４）班長 | 若干名 |

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

(総会)

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し開催する。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集し開催する。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に定める事業を行うため、活動計画(防災計画)を作成する。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

※もしくは、本会に必要な経費は〇〇〇区内会計に組み込む。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

平成 年 月 日

災害時要援護者台帳（登録申請）

小郡市長 殿

私は、災害発生時に災害時要援護者として避難支援を受けるため、必要な個人情報を災害時要援護者台帳に登録し、市、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員その他必要な関係者へ情報提供することに同意します。

災害時要援護者本人の氏名： _____ ㊞

※本人が直筆できない場合は、代理人の方の署名が必要です。

代理人の氏名 _____ ㊞ 本人との関係 _____

代理人の住所 _____

ふりがな 氏名	生年 月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男・女	血液型	A・B O・AB
住所	小郡市	行政区	電話番号 (携帯電話)			
居住の状況 身体 の状況 ※該当するもの全 てに○を付けてく ださい。	①一人暮らし ②高齢者のみ世帯 ③寝たきり ④認知症 ⑤人工透析 ⑥身体障害者手帳 級 ⑦療育手帳 A・B ⑧精神障害者手帳 級 (障害名：視覚・聴覚平衡・上肢・下肢・体幹・移動・その他 _____) ⑨要介護 1・2・3・4・5 要支援 1・2 ⑩その他 _____					
緊急時の家 族、親族等 の連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号		
家族構成 ※本人を含む。	人		救急医療情報キット事業 (社会福祉協議会)	あり・なし		
避難支援を受け るにあたって、 特に伝えておき たいこと等	(例) 車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要 (例) 常時使用する医療機器(人工呼吸器、酸素ボンベなど)、医薬品が必要					

災害時要援護者個別支援プラン

※個別支援プランは災害時要援護者本人が記入するものではありません。

居住建物の構造	平屋建て・二階建て 高床式・集合住宅 その他_____	居住の間取り	
普段いる部屋			
寝室の配置			
緊急時の連絡先	氏名・施設名	連絡先	
担当の民生委員			
担当のケアマネージャー			
かかりつけの病院			
利用している介護施設			
その他			
最寄りの避難場所			
避難支援者	氏名	住所	電話番号
※要援護者本人の承諾を得た上で、優先順番で3名まで記入してください。			
その他特記事項			

この台帳及び個別支援プランに記載されている個人情報、災害発生時に災害時要援護者の生命等の安全の確保を図ることのほか、平常時からの避難支援体制の整備に利用するものであり、それ以外の目的で使用し、第三者に提供することを禁止します。

小郡市 協働推進課 防災安全係 72-2111(内線 253)



防災用品一覧

防災資機材と言われるもの	救出救護関係	バール・ジャッキ・のこぎり等大工道具・はしご・ロープ・自家発電機・投光器・救急用品・担架・毛布・テント・車いす
	消火関係	消火器・バケツ・ヘルメット・可搬ポンプ・とび口
	避難誘導関係	メガホン・ロープ・強力ライト・車いす・旗・バール
	給食給水関係	かまど・ガスバーナー・釜・鍋・燃料・浄化装置・テント・ビニールシート・マッチ・大小ビニール
	情報関係	携帯ラジオ・トランシーバー・メガホン・掲示板・筆記用具・メモ用紙・模造紙
非常持出品と言われるもの	貴重品	現金・キャッシュカード・預金通帳・印鑑・免許証・権利証書・健康保険証
	非常食品等	カンパン・缶詰・栄養補助食品・ミネラルウォーター・水筒・プラスチックか紙製の皿・コップ・割箸・缶切り・栓抜き・多機能ナイフ・ラップフィルム
	応急医薬品等	絆創膏・包帯・消毒薬・傷薬・胃腸薬・鎮痛剤・目薬・常備薬
	生活用品	衣類（下着、上着、靴下など）・タオル・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ・マスク・軍手・雨具・ライター・ビニール袋・生理用品・紙おむつ・携帯用トイレ
	その他	携帯電話・充電器・携帯ラジオ・懐中電灯・電池・眼鏡・入れ歯・アイマスク・教科書・アルバム・本・ぬいぐるみ等
非常備蓄品と言われるもの	非常食品	飲料水（一人1日3リットル）・カンパン・缶詰やレトルトのごはん・おかず・アルファ米・栄養補助食品・ドライフード・インスタント食品・梅干・調味料・菓子類
	燃料	卓上コンロ・携帯コンロ・固形燃料・予備のガスボンベ
	生活用品	毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプー・トイレトペーパー・鍋・やかん・ポリ容器・バケツ
	生活用水	風呂・洗濯機などへの水の汲み置き
	その他	キッチン用ラップ・使い捨てカイロ・ビニールシート・新聞紙・ろうそく・ガムテープ・笛・さらし・ロープ・バール・スコップなどの工具・自転車・ペットフード